

平成 27 年度 一般社団法人日本看護系学会協議会臨時社員総会議事録

日 時：平成 27 年 6 月 30 日（火） 13:30～15:20

場 所：日本赤十字看護大学広尾キャンパス 301 講義室

定刻に、会長 野嶋佐由美 は定款の規定により議長席に着き、開会を宣し、次のとおり定足数に達する社員の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を告げ、直ちに議事に入った。

議決権のある社員総数	42 名
総社員の議決権の数	42 個
出席社員数	39 名（委任状出席者 3 名を含む）
この議決権の総数	39 個
出席理事	野嶋佐由美、高田早苗、田中美恵子、麻原きよみ、内布敦子 太田喜久子、片田範子、黒田（佐藤）裕子、田井雅子、高見沢恵美子 西沢義子、菱沼典子、村嶋幸代
出席監事	数間恵子、南 裕子

1. 会長挨拶

任意団体の時代から法人化への移行についての説明のうへ、初めての総会であり、移行に伴う課題審議への協力依頼。

2. 報告事項

1) 一般社団法人日本看護系学会協議会の発足についての報告

野嶋会長より、一般社団法人日本看護系学会協議会の発足について以下の報告がされた。平成 27 年 2 月 27 日に設立時社員 10 学会にお集まりいただき、定款への記名押印をしていただき、3 月 19 日に定款認証され、4 月 20 日に登記が完了した。また 4 月 7 日に理事会を開催し、定款施行細則制定と役員選出規程制定が承認され、4 月 26 日に設立時社員 10 学会で臨時社員総会を開催し、定款施行細則制定が承認された。法人化による顧問契約は野村法律事務所と、経理事務の委託契約はグローバルエクスプレス社と行った。会計監査契約については公認会計士との契約を進めていること等の報告を行った。

2) 日本看護系学会協議会（任意団体）の平成 26 年度の活動報告

(1) 庶務報告（田井理事）

現在社員数 42 学会で、昨年度の入会はなかった。役員会を 5 回開催した。

(2) 委員会報告 [日本学術会議]（太田理事）

日本学術会議、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会の動きについての情報提供と課題の共有を行った。平成 26 年 11 月 30 日に名古屋国際会議場にて、「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」のテーマで、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会と日本看護系学会協議会共同主催、日本看護科学学会、第 34 回日本看護科学学会学術集会後援による第 17

回公開シンポジウムを開催した。

(3) 委員会報告 [日本学術振興会] (高見沢理事)

6月30日(月)総会終了後、日本赤十字看護大学広尾キャンパスにて、「科学者の行動規範を踏まえた研究活動における不正の防止策と事後措置」というテーマで、東京大学大学院人文社会系研究科 丸井浩教授に、科学者の倫理に関する日本学術会議の取組から、声明「科学者の行動規範—改訂版—」と提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」についてご講演いただき、約60名の参加があった。

(4) 委員会報告 [シンポジウム企画] (麻原理事)

「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」のテーマで第17回公開シンポジウムを企画・運営し、約300名の参加があった。

(5) 委員会報告 [高度実践看護師制度あり方検討会] (内布理事)

内布理事より資料に基づき報告がされた。JANA 高度実践看護師の在り方検討会およびガイドライン検討委員会の立場から、第17回公開シンポジウムにおいて看護系学会におけるガイドライン整備状況調査結果を報告した。

(6) 委員会報告 [診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業] (菱沼理事)

地域評価委員会委員の推薦依頼への対応として、地域事務局、中央事務局より、評価委員の推薦依頼が3件あり、1件は日本精神保健看護学会、2件は日本助産学会に協力をお願いした。

(7) 委員会報告 [医療安全全国共同行動] (菱沼理事)

医療安全全国共同行動からの情報を会員学会に配信した。

(8) 委員会報告 [東日本大震災支援事業] (田中理事)

日本看護科学学会との連携事業で災害看護支援事業を行い、8件の助成を行い、第34回日本看護科学学会学術集会にて、交流集会「長期的復興支援における災害看護の役割～災害看護支援助成事業から見る成果と課題」を開催し、3助成団体が発表した。平成27年3月14日国連防災世界会議にて、「東日本大震災からの復興と生活再建のための看護系学会の活動」のテーマでパブリックフォーラムを開催し、7学会が活動成果を報告した。

災害看護支援事業について、資金的に日本看護科学学会に負担していただいている現状があり、事業継続には資金的に厳しさがあることから、今後も相談しながら進めていきたい。

(9) 委員会報告 [広報] (村嶋理事)

ニュースレター21号、22号を発行した。ホームページを更新し、情報発信に務めた。シンポジウムの成果物などはHPに掲載しているので活用していただきたい。

(10) 委員会報告 [ナーシング・サイエンス・カフェ事業] (田井理事)

平成26年度は8会員学会に対して、グッズの支援を行った。

- (11) 委員会報告〔 ガイドライン開発推進プロジェクト 〕（内布理事）
高度実践看護師の在り方検討会の報告内容と同じである旨報告された。

＜質疑応答＞

● 日本看護学教育学会

日本学術会議報告に関して、日本学術会議全体としての動きや方向性を総会での報告を求める。
→本協議会は日本学術会議の中で看護が学術の発展にどのように寄与できるかを支えていくことを目的としている。日本学術会議は210名の会員と2,000名を超える連携会員の協力の中、学術の観点から発言をしている。各学会が協力学術研究団体として参画している。JANAの学会、社員も学術協力団体を目指している。各学会に学術会議のパンフレットを送付させていただき、ホームページにも掲載している。東日本大震災後、科学者がどのような形で社会に貢献できるか、知識を貢献できるかという視点からの活動が活発化している。科学者の行動規範の改訂、若手アカデミー、若手の起用、科学者間のネットワークなど、地区会議、協力学術研究団体の活動に協賛する形で対応している。国際活動が活発になってきている。そのなかで、Future Earthの視点から、環境を全体的に見ながら、各学術団体がどう貢献できるか、看護界からも入っていくことも必要である。

我々は、第二部関連の健康・生活科学委員会看護学学科会に所属しており、今年の活動方針として、各学問領域において教育機関の参照基準を作成することが大きな課題である。それに対して日本看護系大学協議会ならびに日本看護系学会協議会へのヒアリングの実施を進めているところである。また、文部科学省や厚生労働省の枠組みを超えて、ケアサイエンスを看護界がどう広げていけるかの検討ももう一つの基軸である。医療介護総合確保推進法に関連して、県行政に影響を及ぼす基金ができてきている。各地域で現場をもつ看護が、看護の力でどう活性化できるか提案していくことを3つ目の課題として取り組んでいる。これらに対して社員の皆様にご協力いただきながら対応していきたい。（片田理事）

3) 医療事故調査制度についての説明（別添資料）

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 室長補佐 井上康則氏から、医療事故調査制度について以下の説明がされた。平成27年10月1日から医療事故調査制度が施行される。施行に伴い5月8日に省令および通知を出している。医療事故調査制度の対象となるのは当該病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとなっている。死亡を結果で捉えるのではなく、提供した医療に起因するかを判断するものである。医療事故の定義は当該死亡または死産を予期しなかったものと省令で定めている。予期されていることを説明あるいは記録ということについての解釈は通知事項として示している。調査の流れとしては、死亡事故が発生したら医療事故かを判断し、第3者機関である医療事故調査・支援センターに報告し、遺族には予め説明をした後に院内で医療事故調査を開始する。院内で医療事故調査を開始するに当たって、必要な支援を支援団体から受け、結果は遺族に説明した上でセンターに報告をする。院内調査が基本であるが、第3者による調査依頼があればセンターで調査できることになっており、支援団体の協力を得ながら中立公正な調査を行い、結果を遺族と当該医療機関に報告する。医療事故調査の結果を収集して再発防止に努める仕組みである。診療行為に関連する死亡の調査分析モデル事業とは制度が異なる。専門家に協力いただくことは変わっていない。協力は基本的には院内調査で、中立公正の観点から大病院であっても支援団

体に支援を求めることになっているので、そこに協力いただくことになる。日本医師会、日本看護協会、薬剤師会、県レベルの団体、医学会加盟団体なども入っている。10月施行までに支援団体間で連携して支援の窓口や担当者を一元化することに取り組むことや、広域でも連携が取れる体制の構築を目指すことになっている。支援団体は大臣が定める団体となっており告示で示すことになる。10月までに自治体の支援体制を構築する流れであり、協力いただきたい。

<質疑応答>

- 菱沼理事：申し出の期限はいつであるか。
→順次並行して告示の手続きを進めていくところであり、近いうちには申し出ていただきたい。
- 日本看護歴史学会：医療を提供して死亡した場合には、事故かを定めるまでに時間がかかる。時間はどの程度かかると考えているか。
→目的は医療安全の確保と再発防止であり、定義に当てはまるかどうかであり、遺族が納得しているか訴訟とかは関係ない
- 日本看護歴史学会：因果関係を突き止めるまでも時間が必要と考えるが、医療機関が事故ではないといわれたら行かないということか。
→提供した医療に起因するか、疑いも含めて判断いただくことになる。医療機関が判断するプロセスとして支援団体に相談して医療機関が判断するという形になっている。

3. 審議事項

議案 1 平成 26 年度の会計報告と会計監査報告について（任意団体）<黒田理事><数間監事>

議案書に基づき黒田理事より会計報告がされた。数間監事より監査を行い、会計帳簿、書類などを照合調査し、報告に相違ないことが報告された。

会計報告ならびに会計監査報告について、過半数の同意をもって承認された。

議案 2 平成 27 年度事業案について <野嶋会長>

議案書に基づき平成 27 年度事業案について説明がされた。

平成 27 年度事業案について、過半数の同意をもって承認された。

議案 3 平成 27 年度予算案について <黒田理事>

議案書に基づき平成 27 年度予算案について、法人化に伴い定款第 4 条の事業と合わせて予算案枠組みを変更したこと、事務委託費を管理費に追加したこと、収入よりも支出が上回っているが、活動の活発化のためであることが説明された。

平成 27 年度予算案について、過半数の同意をもって承認された。

議案 4 医療事故調査等支援団体について <菱沼理事>

これまでは試行事業の参加団体として登録していたが、試行事業から医療事故調査制度となったことで、支援団体として JANA が登録することと、これまで依頼が多かった学会は直接に申し込む方が調査の進行がスムーズであると考えられるが、申し出方法は学会ごとに直接申し出する方法と、JANA を通して申し出する方法があり、JANA としては後者の方法で行いたいこと、この団体として加盟される場合、JANA からまとめて登録をしたいため、7月 20 日までに登録に関する社員からの返事をいただき、7月末には JANA からのリストを提出したいとの説明がされた。

医療事故調査等支援団体への登録について、過半数の同意をもって承認された。

議案5 新役員の承認について <野嶋会長>

理事、会長及び監事の全員が本日辞任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任のための選挙を行った。平成27年5月30日第3回理事会にて、日本看護系学会協議会2015-2016年度役員選挙の選挙結果について、選挙管理委員会 菊地委員長より報告がされ、理事会にて上位9名の理事候補者と日本学会協議会会員2名の11名を理事候補者に、上位2名の監事候補者を決定したことが報告された。

下記の新役員について過半数の同意をもって承認された。

理事 内布敦子、太田喜久子、片田範子、佐藤裕子、小山真理子、高田早苗、
高橋真理、武村雪絵、菱沼典子、福井トシ子、山本あい子
監事 南 裕子、村嶋幸代

なお、被選任者全員は席上においてその就任を承諾した。

議案6 指名理事の承認について <野嶋会長>

新理事による理事会で、新会長は片田理事に決定した。指名理事として兵庫県立大学 小西美和子教授、日本赤十字看護大学 守田美奈子教授について推薦し、過半数の同意をもって承認された。

議案7 役員辞任の承認について <野嶋会長>

野嶋会長より今期の役員全員から辞任届が提出されたことが報告され、過半数の同意をもって承認された。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は午後3時20分閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を議長が作成し、議長及び出席監事が次に記名押印する。

平成27年6月30日

一般社団法人日本看護系学会協議会

議長 会 長 野 嶋 佐由美



監 事 数 間 恵 子



監 事 南 裕 子

